

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

1. 改正趣旨

株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が運営する決済照合システムにおける利用者への反社会的勢力に係る対応等のため、別紙のとおり「有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則」の一部を改正することとする。

2. 改正概要

（備 考）

- | | |
|---|------------------|
| （1）機構は、利用者が反社会的勢力に該当することが判明した場合には、決済照合システムの利用の承認の取消しその他の必要な措置を講ずるものとする。 | 照合利用規則第 5 条の 2 |
| （2）機構は、利用者になるために機構に対して申請を行う者に対して、当該申請者が反社会的勢力に該当しないことを約諾する旨の書面の提出を求めるものとする。 | 照合利用規則第 6 条第 4 項 |
| （3）利用者は、決済照合システムの利用に係る業務の処理等を第三者に委託する場合には、反社会的勢力に委託してはならないものとする。 | 照合利用規則第 6 条第 3 項 |
| （4）その他所要の改正を行うこととする。 | 照合利用規則第 20 条 |

3. 施行日

平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

以上

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

1 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（平成15年2月1日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p><u>（反社会的勢力の排除）</u></p> <p><u>第5条の2 機構は、利用者又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当することが判明した場合には、当該利用者に係る決済照合システムの利用の承認の取消しその他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>（利用申請の手続き）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 新規利用申請者又は利用者は、反社会的勢力に該当する者を業務代行者、決済代理人又は計算会社として指定することはできない。</u></p> <p><u>4 第1項の申請書を提出する者は、自ら又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力に該当しない旨を記載した所定の書面を機構に提出しなければならない。</u></p> <p>（遵守義務）</p> <p>第20条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 利用者は、業務代行者、決済代理人又は計算会社（以下この項において「業務代行者等」という。）を指定する場合には、当該業務代行者等に対して、次に掲げる事項を遵守させるものとする。</u></p> <p><u>（1）決済照合システムの利用に関して機構が講ずる必要な措置に従うこと。</u></p> <p><u>（2）業務代行者等の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が、決済照合システムの利用によって知り得た秘密を他に漏らさないこと。</u></p> <p><u>4 利用者は、機構の承認を得ないで、決済照合システムの仕様を第三者に開示し又は決済照合システムの利用に係る業務以外の業務に利用してはならない。ただし、決済照合システムの利用に係る業務の処理を第三者に委託する場合又は決済照合システムの利用に係る業務の処理を行うためのシステ</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（利用申請の手続き）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（遵守義務）</p> <p>第20条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 第6条の規定により回線接続する利用者システムが計算会社である利用者は、当該計算会社に前項の規定を遵守させるものとする。</u></p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p><u>ムの開発を第三者（当該第三者が更に当該システムの開発の全部又は一部を当該第三者以外の者に委託する場合における当該第三者以外の者を含む。以下この条において同じ。）に委託する場合には、当該委託の範囲において、機構の承認を得ずに決済照合システムの仕様を第三者に開示することができる。</u></p> <p><u>5 利用者は、決済照合システムの仕様を第三者に開示する場合には、前項本文の規定を当該第三者に遵守させるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

2 附 則

この改正規定は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。